

クラウドワークス利用規約 新旧対照表

新	旧
第9条 システム利用料及び保証料について	第9条 システム利用料及び保証料について
4. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合において、コンペ形式による取引をキャンセルした場合とクライアントがワーカーからの提案を採用しない場合のペナルティについては、以下のとおりとします。	4. クライアントがコンペ形式による取引を選択した場合において、コンペ形式による取引をキャンセルした場合とクライアントがワーカーからの提案を採用しない場合のペナルティについては、以下のとおりとします。
(1) クライアントは、クライアントの依頼に対して、募集期間終了後、14日以内に限り、以下のキャンセル手数料を弊社に支払うことにより提案の募集を終了し、コンペ形式による取引をキャンセルすることができます。但し、クライアントが採用確約を行っている場合や採用する提案を決定した後のキャンセルはできません。なお、弊社が定める提案保証人数以上の提案がなかった場合には、キャンセル手数料は発生しません。 ・提案人数が5人未満の場合は、コンペ保証料の20%に相当するキャンセル手数料(消費税別・1円未満切り捨て) ・提案人数が5人以上10人未満の場合は、コンペ保証料の35%に相当するキャンセル手数料(消費税別・1円未満切り捨て) ・提案人数が10人以上の場合は、コンペ保証料の50%に相当するキャンセル手数料(消費税別・1円未満切り捨て)	(1) クライアントは、クライアントの依頼に対して、募集期間終了後、14日以内に限り、以下のキャンセル手数料を弊社に支払うことにより提案の募集を終了し、コンペ形式による取引をキャンセルすることができます。但し、クライアントが採用確約を行っている場合や採用する提案を決定した後のキャンセルはできません。なお、弊社が定める提案保証人数以上の提案がなかった場合には、キャンセル手数料は発生しません。 ・提案人数が5人未満の場合は、コンペ保証料の20%に相当するキャンセル手数料(消費税別・1円未満切り捨て) ・提案人数が5人以上10人未満の場合は、コンペ保証料の35%に相当するキャンセル手数料(消費税別・1円未満切り捨て) ・提案人数が10人以上の場合は、コンペ保証料の50%に相当するキャンセル手数料(消費税別・1円未満切り捨て)
(削除)	(2) <u>クライアントが前号のキャンセルを行った場合、弊社は、キャンセル手数料から、コンペ保証料の10パーセントに相当する額を控除した金員を、提案を行ったワーカー全員に均等に分割して支払うものとします。但し、1円未満の端数については切り捨てるものとします。</u>
(2) クライアントの依頼に対して、ワーカーから弊社が定める提案保証数以上の提案があったにもかかわらず、クライアントが、本項第1号のキャンセルをせず、第15条第3項に違反して採用する提案を決定しなかったとき及びクライアントが採用確約を行っているにもかかわらず、第15条第3項に違反して採用する提案を決定しなかったときは、弊社が、コンペ保証料を取得することとします。	(3) クライアントの依頼に対して、ワーカーから弊社が定める提案保証数以上の提案があったにもかかわらず、クライアントが、本項第1号のキャンセルをせず、第15条第3項に違反して採用する提案を決定しなかったとき及びクライアントが採用確約を行っているにもかかわらず、第15条第3項に違反して採用する提案を決定しなかったときは、弊社は、コンペ保証料を没収することとします。この場合、弊社は、没収したコンペ保証料相当額からシステム利用料を控除した金額を提案を行ったワーカー全員に均等に分割して支払うものとします。但し、1円未満の端数については切り捨てるものとし、分割して支払う報酬に関してもシステム利用料が発生するものとします。